

市有財産売り払い一般競争入札実施要領

1 一般競争入札物件

物件名	予定価格（円）
使用済パソコン等	3,864,000

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税額を含みます。

※ その他詳細については、別紙「使用済パソコン等売却仕様書」のとおりです。

2 入札参加者の資格

次のいずれにも該当する方でなければ入札に参加することができません。なお、市有財産を売却する際の入札参加資格確認に当たり、富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）により、申込者が暴力団関係者でないことを、富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有しない者
- (3) 市町村税又は国税を滞納していない者
- (4) 古物営業法の規定に基づく許可を受けている者
- (5) データ適正消去実行証明協議会（ADEC）による「消去プロセス認証」を取得している者
- (6) 「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を取得している者
- (7) 「プライバシーマーク」の付与認定を受けている者

3 入札参加の申込

(1) 申込方法

持参又は郵送にて、期間内に必要書類を提出してください。

(2) 受付期間等

〈持参による場合〉

令和8年10月9日（金）午前8時30分から同月30日（金）午後5時15分まで（ただし、富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項及び第2項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

〈郵送による場合〉

令和8年10月9日（金）から同月30日（金）正午までの間に到着したもの。一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付してください。必要書類に不備がある場合は受付できませんので、郵送の場合は上記の受付期間内にできる限り早く申し込んでください。

(3) 提出先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号
富山市財務部管財課 動産管理係（富山市役所西館4階）

(4) 必要書類

ア 入札参加申込書兼誓約書

イ 添付書類（発行日から3箇月以内のもの・原本）

※一度提出いただいた書類は、理由の如何にかかわらずお返ししません。

(ア) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書 1通

（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）

(イ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書 1通

（本社の所在地の市町村の税窓口にて交付のもの）

(ウ) 履歴事項全部証明書 1通

(エ) 印鑑証明書 1通

(オ) 古物商許可証の写し 1通

(カ) 「消去プロセス認証」の取得を証明する書類の写し 1通

(キ) 「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の取得を証明する書類の写し 1通

(ク) 「プライバシーマーク」の付与認定を証明する書類の写し 1通

(5) 申込に当たっての留意事項

ア 落札決定後の売買契約は、入札参加申込書兼誓約書に記載された名義で行います。

イ 「市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書」が発行されない市町村は、当該市町村（東京都特別区は都）に賦課されている全ての税についての最新の納税証明書を添付してください。

ウ 申込手続きが完了した時は、入札参加申込受付書をお渡ししますので、入札当日に必ず持参してください。

4 事前閲覧期間

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和8年10月16日（金）から同月30日（金）まで（休日を除く平日9時から17時までとする。）

イ 場所 富山市桜橋通り4番32号 NTT西日本桜橋ビル4階

ウ 閲覧を希望する日の1週間前までに希望日時及び連絡先等を次の電話番号又はメールアドレスに連絡すること。

富山市教育委員会事務局教育センター

電話番号：076-441-5922

メールアドレス：kyoikusenta-01@city.toyama.lg.jp

(2) 売却対象のすべての機器について、一切の動作保証はできません。物件は現況有姿での引渡しとなりますので、物件の状態については事前閲覧期間に確認してください。物件や保管場所の状態を確認しなくても入札はできますが、その場合は物件等の状態について承知したものとみなします。物件の状態について疑義がある場合は、必ず事前閲覧期間の際

に確認してください。入札後の異議申し立ては、一切認めません。

5 入札保証金

- (1) 入札者は、入札しようとする金額の100分の10以上の額の現金又は富山市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手（振出日から5営業日以内のもの）を入札当日に持参し、入札前に入札保証金としてお支払いください。小切手の場合は、持参人払式小切手とします。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時に全額を契約保証金に充当します。なお、落札者が売買契約を締結しない場合には、入札保証金は本市に帰属し、返還はしません。
- (3) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、全ての入札の開札後に返還します。
- (4) 入札者が株式会社などの営利法人や個人である商人の場合は、入札保証金の返還の際、領収証書に200円の収入印紙を貼付してください。

6 入札及び開札

本入札は出場入札とし、即時開札します。

(1) 入札及び開札日時

令和8年11月4日（水）午後1時30分から

入札保証金納付のため、入札前に受付が必要です。受付時間は申し込み後にご連絡します。

(2) 場所

富山市役所東館4階入札室

(3) 入札当日お持ちいただくもの

ア 入札参加申込受付書

イ 入札保証金

ウ 入札書及び封筒（封かん用）

エ 市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状（代理人が入札する場合）

オ 入札参加者の本人確認ができるもの（運転免許証等）

カ 入札参加申込書兼誓約書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は「市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状」の代理人欄に押印した印鑑）

キ 入札者が営利法人や個人である商人の場合は、「入札保証金払戻請求書兼領収証書」に貼付する200円分の収入印紙

(4) 入札における注意事項

ア 入札書は所定の様式を使用してください。入札書には入札参加申込書兼誓約書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は、「市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状」の代理人欄に押印した印鑑）を使用してください。

イ 代理人が入札する場合には、「市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状」と代理人本人と確認できるもの（運転免許証など）を持参してください。

ウ 入札保証金の10倍を超える入札金額での入札は無効となります。

(例 入札保証金の額が100万円の場合、入札書に記載できる金額は1000万円までとなります。)

エ 入札金額は、契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む額)を記入してください。

オ 「市有財産売り払い一般競争入札心得」を熟覧の上、入札に参加してください。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

エ 指定した方法以外で提出された入札

オ 入札書に記名押印のない入札(使用印鑑が異なる場合を含む)

カ 入札金額を訂正した入札

キ 入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札

ク 入札に際して不正の行為があったと認められる入札

ケ 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

コ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

サ 予定価格を下回る価格を記載した入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

(1) 落札者は、開札後、直ちに入札場所において決定します。

(2) 本市が定める予定価格以上、かつ、最高額で入札した者を落札者とします。

(3) 最高額の入札者が複数者いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(4) 開札結果については、富山市財務部管財課窓口において公表するとともに、本市の公式ウェブサイトでも公表します。

8 契約の締結

(1) 落札者に対しては、後日、契約書などの必要書類を郵送等します。

(2) 落札者は、落札決定の日から5日以内(休日は算入しません。)に契約を締結しなければなりません。なお、当該期間内に契約を締結しない場合、落札者としての権利を失うとともに入札保証金は返還しません。

9 契約保証金及び売払代金等の支払い方法

契約保証金及び売買代金の支払いについては、次のとおりです。

(1) 売買契約締結時に売買代金の100分の10以上の額の契約保証金が必要となりますが、既に納付済みの入札保証金の全額を充当します。

- (2) 売払代金の残金（売払代金から契約保証金を差引いた額）は、本市の発行する納入通知書により契約締結の日から20日以内に一括して納付してください。
- (3) 売払代金の納付確認のため、領収証の写しを提出してください。
- (4) 残金等の支払いが行われずに売買契約が解除された場合、契約保証金は返還されず、本市に帰属します。

1 0 所有権の移転の時期

- (1) 売払物件の所有権は、売払代金が全額納付されたことをもって落札者に移転します。なお、物件は引渡しまでの間、引き続き現在の保管場所において保管しますので、保管依頼書を提出してください。
- (2) 所有権移転後における売払物件に賦課される公租公課で、落札者を義務者として課されるものについては、落札者の負担とします。

1 1 財産の引渡し及び引渡し後の遵守事項

- (1) 引渡しは、売払代金の納付が完了した後に行います。引渡し日時は、落札者と市で調整の上、決定します。
- (2) 引渡し場所は、別紙「使用済パソコン等売却仕様書」に記載の保管場所とします。
- (3) 売払物件は、現況有姿で引渡しを行います。
- (4) 保管場所からの本物件の搬出は、落札者の責任と負担により行ってください。
- (5) 引渡し時に受領書を提出してください。
- (6) 本物件を再び使用し、又は譲渡等する場合は、市が貼付したシール等を取り外し、関係法令の定めに従い、使用者の責任と負担において、適正に行ってください。なお、物件の引渡し後に事故等が発生した場合においても、本市は一切の責任を負いません。
- (7) 本物件を処分又は処理する場合は、関係法令の定めに従い、適正に行ってください。
- (8) 落札者は、契約締結後、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。
- (9) 一度引渡した本物件は、いかなる理由があっても返品及び交換はできません。

1 2 契約の解除

- (1) 本市は、落札者が契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができます。
- (2) 契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を落札者に請求することができます。
- (3) 契約が解除された場合は、契約保証金は返還しません。

1 3 費用の負担

入札の参加申込及び入札に係る一切の費用は、入札参加者が負担するものとします。落札した財産の契約、所有者変更及び引渡しに係る一切の費用は落札者が負担するものとします。

1 4 問合せ先

富山市新桜町7番38号
富山市財務部管財課動産管理係
電話：076-443-2023

1 5 その他

一般競争入札に参加される方は、この要領に記載された事項について熟知しておいてください。

1 6 参考法令

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

富山市の休日定める条例（抄）

（市の休日）

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）